

# 被用者年金一元化法案が成立しました。

去る8月10日、「被用者年金一元化法案」及び「年金機能強化法案」が成立し、年金改革が実施される見通しとなりました。

これにより、平成27年10月から公務員等も厚生年金に加入することになります。

## 【被用者年金一元化法案】の概要

主な改正項目		施行期日
(1)	厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。	平成27年10月
(2)	共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。	平成27年10月
(3)	共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限18.3%）に統一する。	平成27年10月
(4)	厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。	平成27年10月
(5)	共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。	平成27年10月
(6)	追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。	公布から1年を超えない範囲内において政令で定める日

## 【地共済制度固有の改正事項（被用者年金一元化法案）】

### ① 標準報酬制への移行

○地共済の長期給付が厚生年金になることに伴い、厚生年金が採用している標準報酬制に移行

○短期・長期・福祉の3事業一体による効率的な事務処理という観点から、短期・福祉事業についても標準報酬制に移行

\*標準報酬制→4～6月の報酬（手当を含む）の平均額を標準報酬の等級に当てはめて標準報酬を決定し、これを給付額の算定基準とする。

### ② 地方公共団体の長の加算特例の廃止

○地共済年金が厚生年金に統合され、長も厚生年金に加入し、民間サラリーマン等と同一保険料・同一給付となることに伴い、長の加算特例を廃止

\*ただし、一定の経過措置を講じる

③ 指定都市共済組合の市町村連合会への加入

○ 指定都市共済組合（10 組合）を全国市町村職員共済組合連合会に加入させ、年金に関する事務（決定、支払い、積立金の管理運用等）の実施を一層効率化する。

\* 指定都市職員共済組合は、札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の各共済組合